

利用料金は、介護保険法に基づき、介護区分、居室、利用内容等で異なります。なお、各種加算については、個々により算定に差があります。介護保険一部負担額（※）及び保険給付外の負担分の合計額を、ご利用に応じて負担いただきます。

法定代理受領サービスに係る利用料 1 割負担又は 2 割負担、3 割負担。
表記金額は利用者負担割合『1 割』の場合です。

(1) 介護保険給付分(一部負担額)

○基本料金

* 介護保健施設サービス費 I / 日

要介護度	施設サービス費(i)	施設サービス費(ii)	施設サービス費(iii)	施設サービス費(iv)
	【基本型】 従来型個室	【在宅強化型】 従来型個室	【基本型】 多床室 (2人・4人部屋)	【在宅強化型】 多床室 (2人・4人部屋)
負担割合	1 割	1 割	1 割	1 割
要介護1	717円	788円	793円	871円
要介護2	763円	863円	843円	947円
要介護3	828円	928円	908円	1, 014円
要介護4	883円	985円	961円	1, 072円
要介護5	932円	1, 040円	1, 012円	1, 125円

施設サービス費 i ～ iv は、イ、ロに該当する所定の費用を算定します

* 介護保健施設サービス費 I (施設サービス費 i 及び iii)

イ) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 3 名又はその端数を増すごとに 1 名以上であること

* 介護保健施設サービス費 I (施設サービス費 ii 及び iv)

ロ) 施設サービス費 ii ・ iv についてはイに該当し、a ～ e をすべて満たす場合

- a) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適切に配置している場合
- b) 算定日が属する月の前 6 月間の退所者総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合が 5 0 % を超えていること
- c) 退所後 3 0 日以内 (要介護 4 又は 5 の方は 1 4 日以内) に、職員が居宅を訪問し、又は居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、退所者の在宅生活がひと月以上 (要介護 4 又は 5 の方は 1 4 日以上)、継続する見込みであることを確認し、記録している場合
- d) 3 0 . 4 を入所者の平均在所日数で除して得た数が 0 . 1 以上である場合
(平均入所日数が 3 0 4 日以内)
- e) 算定日が属する月の前 3 月間における入所者のうち、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 3 5 % 以上であるか、喀痰吸引が実施された者の占める割合が 1 0 % 以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が 1 0 % 以上である場合

○各種加算

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 51円/日

- a) 在宅復帰・在宅療養支援等指標が 7 0 以上であること
- b) 地域に貢献する活動を行っていること
- c) 介護保健施設サービス (I) の【在宅強化型】を算定していること

* 協力医療機関連携加算 100円/月(令和7年3月31日まで)
50円/月(令和7年4月 1日以降)

相談・診療を行う体制を常時確保し緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合

- * 夜勤職員配置加算 24円/日**
 午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間の夜勤時間帯に入所者20名ごとに1名の看護または介護職員を配置している場合
- * サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/日**
 介護職のうち介護福祉士を80%以上配置している、または勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合
- * 安全対策体制加算 20円/(入所時1回)**
 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
- * 科学的介護推進体制加算**

 - ・科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40円/月
 入所者・利用者ごとの、心身の状況等(日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症の状況)に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
 - ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60円/月
 (Ⅰ)に加え疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合
- * リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) 53円/月**
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) 33円/月
 医師、リハビリ職員が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、その情報を厚生労働省に提出している場合
- * 自立支援促進加算 300円/月**
 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合
 また支援が必要な者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して支援計画を作成し、計画に基づいたケアを実施した場合
 また支援計画は少なくとも三月に一回見直し、医学的評価の結果を厚生労働省に提出している場合
- * 短期集中リハビリテーション実施加算 258円/日**
 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所してから3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
- * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240円/日(週に3日を限度)**
 認知症であると医師が判断し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所してから3月以内期間に限り、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合
- * 認知症ケア加算 76円/日**
 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合
- * 若年性認知症入所者受入加算 120円/日**
 若年性認知症入所者(65歳未満)に対して介護保健施設サービスを行った場合
- * 外泊時費用 362円/日(ひと月に6日を限度)**
 居宅における外泊を認めた場合、介護保健施設サービス費に換えて算定。なお、外泊初日及び最終日は介護保険施設サービス費の料金を算定

***ターミナルケア加算**

- ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること
- ・入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること
- ・医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること

死亡日45日前から31日前	72円/日
死亡日30日前から4日前	160円/日
死亡日前々日、前日	910円/日
死亡日	1,900円/日

***初期加算 30円/日**

入所した日から起算して30日以内の期間

***入所前後訪問指導加算**

- ・入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 450円/回(入所中1回を限度)
入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
- ・入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 480円/回(入所中1回を限度)
(Ⅰ)の要件に加え、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

- ・試行的退所時指導加算 400円/回(入所中1月1回を限度※3回まで)
退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、入所者とご家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合

- ・退所時情報提供加算(Ⅰ) 500円/回(入所中1回を限度)
居宅等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、入所者の診療情報、心身状況、生活歴等の情報を提供した場合
退所後医療機関に入院した場合に、医療機関に対して、入所者の心身状況、生活歴等の情報を提供した場合

- ・退所時情報提供加算(Ⅱ) 250円/回
医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合

- ・入退所前連携加算(Ⅰ) 600円/回(入所中1回を限度)
イ) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合
ロ) 入所者の入所期が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行なうこと。

- ・入退所前連携加算(Ⅱ) 400円/回(入所中1回を限度)
入所者の入所期が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行なうこと。

***訪問看護指示加算 300円/回(1回を限度)**

退所時に、介護老人保健施設の医師が、入所者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、訪問看護指示書を交付した場合

*** 栄養マネジメント強化加算 11円/日**

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行った場合
また、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出した場合

*** 経口移行加算 28円/日**

医師の指示に基づき、多職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合

*** 経口維持加算**

医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、経口による食事の摂取をすすめるための特別な管理を行った場合

・経口維持加算(Ⅰ) 400円/月

医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員などが共同して食事の観察及び会議を行い入所者ごとに経口維持計画を作成する場合

・経口維持加算(Ⅱ) 100円/月

食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合であり、協力歯科医療機関を定めている場合

*** 療養食加算 6円/回(1日につき3回を限度)**

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合
利用者の病状等に応じて、医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食が提供された場合
(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風及び特別な場合の検査食)

*** 口腔衛生管理加算**

・口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90円/月

口腔衛生の管理体制を整備しており、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合

歯科衛生士が入所者の口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的な助言及び指導を行った場合、また歯科衛生士が介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

・口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110円/月

(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合

*** 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/日(入所日から7日間を限度)**

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護保健施設サービスが必要であると判断した者に対して、介護老人保健サービスを行った場合

*** 認知症専門ケア加算**

「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」(＝対象者)に対し、認知症ケアに関する専門性の高い看護師等で専門的な認知症ケアを行った場合

・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円/日

- ・入所者の総数のうち、対象者の占める割合が1/2以上である場合
- ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1プラス(対象者数が19を越えて10又はその端数を増すごとに1)以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合

- ・従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っている場合
- ・認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円/日
 - ・認知症専門ケア加算Ⅰの基準に適合している場合
 - ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している場合
- * 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150円/月
 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 120円/月
- * 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480円/日(ひと月1回連続する10日間を限度)
 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
- * かかりつけ医連携薬剤調整加算
 - ・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 140円/回
 入所前に入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所中に処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行っている場合
 - ・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ 70円/回
 入所前に入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所中に処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行っている場合
 - ・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240円/回
 (Ⅰ)の要件に加え、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
 - ・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100円/回
 (Ⅰ)(Ⅱ)の要件に加え、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を当施設医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、当施設医師が、入所時に処方されていた内服薬の1種類以上減少させた場合
- * 排泄支援加算
 - ・排せつ支援加算(Ⅰ) 10円/月
 排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行いその情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用している場合。また評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画(三月に一回見直し)を作成し、支援を継続した場合
 - ・排せつ支援加算(Ⅱ) 15円/月
 施設入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない。又はおむつ使用がありから使用しないに改善。又は、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合
 - ・排せつ支援加算(Ⅲ) 20円/月
 施設入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善しいずれにも悪化がないかつ、又は、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去され、かつ、おむつ使用から使用していない場合

*** 褥瘡マネジメント加算**

・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3円/月

褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価を行い多職種共同で褥瘡ケア計画を作成し管理記録し、その情報を厚生労働省に提出、情報活用をしている場合

・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13円/月

(Ⅰ)に加え、褥瘡発生のリスクがあった入所者に褥瘡発生がない場合

*** 再入所時栄養連携加算 200円/月**

入所者が医療機関に入院し、再入所するにあたって、入院先医療機関の管理栄養士と介護保険施設の管理栄養士が連携して栄養ケアの原案を作成し実際に再入所した場合

*** 退所時栄養情報連携加算 70円/日**

入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に情報を提供した場合

*** 緊急時施設療養費**

病状が著しく変化した場合、緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為

緊急時治療加算 518円/日(ひと月に1回連続する3日を限度)

病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合

○緊急時治療管理の対象者

- ・意識障害又は昏睡
- ・急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪
- ・急性心不全(心筋梗塞を含む)
- ・ショック
- ・重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)
- ・その他薬物中毒等で重篤なもの

特定治療 医科診療報酬が定める額

介護老人保健施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合

*** 身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数から10%/日を減算

*** 高齢者虐待防止未実施減算** 所定単位から1%/日を減算

*** 業務継続計画未策定減算** 所定の単位から3%/日を減算

*** 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算を加えた金額の3.9%**

介護職員における処遇改善の取り組みを行っている場合に加算されます。

*** 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算を加えた金額の2.1%**

現行の介護職員処遇改善加算を取得しており、また新たに職場環境等の取り組みを行っている場合に加算されます。

*** 介護職員等ベースアップ加算 基本サービス費に各種加算を加えた金額の0.8%**

現行の介護職員処遇改善加算を取得しており、介護職員の賃上げ効果を継続している場合に加算されます。

※ 保険料滞納等により償還払いの措置を受けている場合は、利用料として基本料金及び各種加算の合計金額に代えて10割負担分の金額をお支払いいただきます。尚、その際はサービス提供証明書と領収証を発行いたしますので、市町村へ申請していただきますと、保険給付分の費用の払い戻しを受けることができます

(2)介護保険給付外

- * 食費
 - ・食費(食材料費・調理費を含む) 1,700円/日
 - ・その他上記食事以外で希望される特別な食事または食品等 実費
- * 居住費
 - 従来型個室(A・B・C) 1,640円/日
 - ・個室A (トイレ有・洗面台有・ユニットバス有)
 - ・個室B (トイレ有・洗面台有・ユニットバス無)
 - ・個室C (トイレ無・洗面台有・ユニットバス無)
 - 従来型個室(217号室・218号室) 1,575円/日
 - ・トイレ無・洗面台無・風呂無
 - 多床室 430円/日
 - ・2人部屋
 - ・4人部屋

※ 食費・居住費の負担額につきましては、世帯年収が一定額以下の方には住民登録の市町村へ申請により3段階の軽減措置が設けられております

段階別負担限度額(1日あたり)

所得段階	食費	居住費	
		従来型個室	多床室 (2人・4人部屋)
第1段階	300円/日	550円/日	0円/日
第2段階	390円/日	550円/日	430円/日
第3段階①	650円/日	1370円/日	430円/日
第3段階②	1360円/日	1370円/日	430円/日

詳細につきましては住民登録の各市町村へお問い合わせください。

(3)その他の加算料金(使用又は購入、希望された場合)

- * 室料(別途消費税を頂戴いたします)
 - 個室A 組合員 600円(税抜き価格)/日 未組合員 1,100円(税抜き価格)/日
TV有 (BS放送には対応していません)・冷蔵庫有・トイレ有・洗面台有・ユニットバス有
 - 個室B 組合員 400円(税抜き価格)/日 未組合員 900円(税抜き価格)/日
TV有 (BS放送には対応していません)・冷蔵庫無・トイレ有・洗面台有・ユニットバス無
 - * 文章作成料 実費
 - ・各種診断書及び証明書等は保険適用外となり実費負担となります。
 - * 日用消耗品費 300円/日(施設で用意するものを使用いただく場合)
 - シャンプー・リンス・ボディシャンプー・カミソリ・化粧水・ヘアクリーム・乳液・石鹸・清拭タオル・洗顔タオル・おしぼり・紙コップ・ペーパータオル・ティッシュペーパー等の日用品
 - * 施設洗濯 200円/回
 - 施設での洗濯・乾燥を希望した場合
- ※ 普段、家族洗濯の場合でも、利用者の失禁等で汚れた場合、また嘔吐・下痢等による感染症の可

能性が高い汚れがある場合、施設で洗濯をさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

*** 電気製品使用料**

電気製品を持ち込まれて使用する場合

2品まで 50円／日

4品まで 100円／日

*** 充電式電気製品(小一※数字) 1品につき300円／月 ※数字は個数を示します**

携帯電話等の小型充電式電気製品を使用する場合

*** TV貸出料(BS放送には対応していません) 100円／日(電気代含)**

施設より貸し出しした場合

※多床室(4人部屋)へは同室の方へ迷惑がかかる場合がございますので、貸出はしていません

*** 物品購入費 実費**

個人的に物品を購入した場合